主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人板下誠、同吉川正也、同末神裕昭の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、訴外D村が支出した弁護士費用のうち上告人個人を被告・被控訴人とする損害賠償請求訴訟に係るものは違法な公金の支出にあたるとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原判決を正解せず、又は独自の見解を前提として原判決を非難するものであつて、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	木 戸		久	治
裁判官	安	畄	滿	彦